

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十月八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県蕨市錦町六丁目千八百十三番二から  埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百四十二番二地先まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町六丁目二千四百四十八番から  埼玉県蕨市錦町六丁目二千四百四十三番三まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百五番一から  埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百二番三まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町六丁目二千六百六十番二から  埼玉県蕨市錦町六丁目二千七百七十四番四まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町五丁目二千七十八番十一から  埼玉県蕨市錦町六丁目二千八百八十二番三まで</p> <p>埼玉県蕨市錦町五丁目二千二百十六番四から  埼玉県蕨市錦町五丁目二千二百十七番二地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十四・六</p> <p>五十・三</p> <p>三十九・七</p> <p>四十五・九</p> <p>三十七・八</p> <p>四十二・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>十五・五〇</p> <p>四・〇〇</p> <p>十一・〇〇</p> <p>十六・〇〇</p>